

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 さいたま栗橋線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で	久喜市西大輪字原二三八番三地先か ら同市西大輪字原二一五番四地先ま	区 間
一九・七九〇 二二・五二	一九・三五〇 一九・九七	敷地の幅員 (メートル)
七〇・三〇		延 長 (メートル)
		備 考